

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

あん摩マッサージ指圧施術所の就業実態を把握するための研究

令和4年度 総括研究年度終了報告書

研究代表者 谷川 武

令和5（2023）年4月

目 次

I. 総括研究年度終了報告書	
あん摩マッサージ指圧施術所の就業実態を把握するための研究 -----	1
研究代表者 谷川 武 順天堂大学大学院 医学研究科公衆衛生学講座	
(参考資料) 表1 都道府県別のあはき業施術所数 (令和5年3月現在) -----	4
表2 都道府県別の標本数の試算結果 (令和5年3月現在) -----	6
II. 研究成果の刊行に関する一覧表 -----	8

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
総括研究年度終了報告書

あん摩マッサージ指圧施術所の就業実態を把握するための研究

研究代表者 谷川 武 順天堂大学大学院 医学研究科公衆衛生学講座 教授

研究分担者 友岡 清秀 順天堂大学医学部衛生学・公衆衛生学講座 助教

研究要旨

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、あはき法）第19条において、あん摩マッサージ指圧師（以下、あま指師）に係わる学校または養成施設で視覚障害者以外の者を増員するための設置申請があった場合、視覚障害者であるあま指師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため、承認をしないことができるとされている。したがって、あま指師に係わる学校または養成施設の設置申請の可否を審査するためには、視覚障害者ならびに晴眼者のあま指師の就業実態を明らかにした基礎資料が必要となる。しかしながら、あま指師の就業実態に関する調査は平成28年以降行われていない。さらに今般の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）は、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう（以下、あはき）業にも多大な影響を及ぼしていることが業界団体等の調査により報告されているが、全国規模での調査は行われておらず、また、新型コロナウイルス感染症が視覚障害者ならびに晴眼者のあはき師の経営状況に与える影響については明らかにされていない。

本研究では、上記の課題や状況を踏まえ、Web調査により近年の視覚障害者ならびに晴眼者のあま指師の需給の現状等を把握し、あはき法第19条をめぐる議論に必要な、技術・政策的判断に資する基準の作成に寄与する基礎的な知見を得ることを目的とする。

令和4年度は調査対象となる標本の抽出とWeb調査を実施する予定であった。しかしながら、保健所よりあはき業施術所等の名簿の情報提供を受ける時期が、これまでで最大となる新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第7波）時期と重なったこと等により、名簿の整理・作成作業ならびに調査対象者の抽出が大幅に遅れてしまった。令和5年3月現在、都道府県（47件）、政令都市（20件）、中核市・その他政令市（67件）、特別区（23件）からの情報提供を受け、123,496件（個人施術所：82,972件、法人施術所：3,107件、出張専門業者：37,417件）のあはき業施術所の標本抽出台帳を作成し、標本数を試算した。

研究分担者

友岡清秀 順天堂大学医学部衛生学・公衆衛生学講座 助教

A. 研究目的

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、あはき法）第19条において、あん摩マッサージ指圧師（以下、あま指師）に係

わる学校または養成施設で視覚障害者以外の者を増員するための設置申請があった場合、視覚障害者であるあま指師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため、承認をしないことができるとされている。したがって、あま指師に係わる学校または養成施設の設置申請の可否を審査するためには、視覚障害者ならびに晴眼者のあま指師の就業実態を明らかにした基礎資料が必要となる。しかしながら、あま指師の就業実態に関する調査

は平成28年以降行われていない。さらに今般の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下、あはき）業にも多大な影響を及ぼしていることが業界団体等の調査により報告されているが、全国規模での調査は行われておらず、また、COVID-19が視覚障害者ならびに晴眼者のあま指師の経営状況に与える影響については明らかにされていない。

本研究では、上記の課題や状況を踏まえ、Web調査により近年の視覚障害者ならびに晴眼者のあはき師の需給の現状等を把握し、あはき法第19条をめぐる議論に必要な、技術・政策的判断に資する基準の作成に寄与する基礎的な知見を得ることを目的とする。

B. 研究方法

本研究では、令和3年時点でのあま指又は、はり、きゅうを提供する日本全国の施術所（平成28年の調査では102,831件）のうち、20,000件（全国の施術所数の約20%）を抽出し、調査対象とする。抽出にあたり、厚生労働省が所管する法人ならびに個人の施術所の名称、所在地、電話番号（出張を専門とする個人の場合は氏名、住所、電話番号等）の行政情報の提供を当該部局に行い、都道府県ごとの標本抽出台帳を作成する。47都道府県ごとの施術所数の、全国の施術所総数に対する比率を算出した上で、標本20,000件のうち、各都道府県別の標本割り当て数を算出する。各都道府県の台帳ごとに抽出起番号をランダムに割付、等間隔法により標本を抽出する。抽出間隔は、[全国の施術所÷各都道府県別の標本割り当て数]とする。

さらに、抽出標本20,000件の施術施設を対象にWeb調査を行う。Web調査の案内状は、郵送法により配布し、無記名による回答をオンラインで回収する。Web調査票は重複回答を避けるため、IDとパスワードを付与したもので回答する。また、営業施術所数をより正確に把握するため、未回答

施設から10%を無作為抽出し、当該名義と同一または近似した名義の施術所を届け出所在地と同一都道府県のiタウンページ等により検索し、架電調査により住所変更の未届け施術所数を把握する。

（倫理面への配慮）

本研究は順天堂大学医学部医学系研究等倫理委員会の承認を得て実施した（研究課題番号：E22-0182）。

C. 研究結果

当初の計画では、令和4年度は調査対象となる標本の抽出とWeb調査を実施する予定であった。しかしながら、保健所よりあはき業施術所ならびに出張専門業者に関する名簿の情報提供を受ける時期が、これまでで最大となる新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第7波）時期と重なったことで、保健所業務がその対応で逼迫する中、多くの保健所からの情報提供が大幅に遅延することとなった。また、昨今の個人情報保護の観点から、一部保健所から施術所住所等の情報の提供を受けることができなかったため、再度開示請求を行ったことで、名簿の整理・作成作業ならびに調査対象者の抽出が大幅に遅れてしまった。

令和5年3月現在、都道府県（47件）、政令都市（20件）、中核市・その他政令市（67件）、特別区（23件）からの情報提供を受けた。収集した名簿から、重複データならびに休廃業等が明記されている施術所（一部自治体のみ）、柔道整復業のみの施術所を削除した結果、123,496件（個人施術所：82,972件、法人施術所：3,107件、出張専門業者：37,417件）のあはき業施術所の標本抽出台帳を作成した（表1）。尚、一部自治体から提供された名簿について不備等があることから、現在、照会を進めている。

また、本研究では、当初、第4種郵便によりWebアンケートの案内を発送する予定であったが、改めて郵送物とともに郵便局に発送の可否を確認し

た結果、第4種郵便での発送が出来ず、普通郵便等での発送となることが判明した。このため、研究費で実施可能な人数を再度試算した結果、調査対象人数を当初の20,000名から10,000名に変更し実施することとした。

さらに、現時点の標本抽出台帳より、標本の抽出件数を試算した。施術所と出張専門業者の標本数の算出方法は以下の通りである。

・ 施術所

各都道府県に割り当てる施術所数（ n ）は、令和2年度衛生行政報告例の第2章「第2表 あん摩マッサージ及び指圧・はり・きゅう並びに柔道整復の施術所数、業務の種類・都道府県別」（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E8%A1%9B%E7%94%9F%E8%A1%8C%E6%94%BF%E5%A0%B1%E5%91%8A%E4%BE%8B%E3%80%80%E6%96%BD%E8%A1%93%E6%89%80&layout=dataset&bunya_l=15&bunya_s=1504）に記載されている「あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所」「はり及びきゅうを行う施術所」「あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所」「その他の施術所」の都道府県別施術所数の総数91,415件に対する比率（ r_1 ）で、個人施術所（ n_1 ）は7,500件、法人施術所（ n_2 ）は1,000件をそれぞれ案分して算出した（ $n_1 = 7,500 \times r_1$ 、 $n_2 = 1,000 \times r_1$ ）。

・ 出張専門業者

各都道府県に割り当てる出張専門業者の標本数（ n_3 ）は、集計されたすべての出張専門業者の合計数に対する都道府県ごとの出張専門業者数の比率（ r_2 ）で1,500件を案分して算出した（ $n_3 = 1,500 \times r_2$ ）。

標本の抽出件数の試算結果を表2に示す。

D. 健康危険情報

該当なし

E. 研究発表

該当なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

参考資料

表1 都道府県別のあはき業施術所数（令和5年3月現在）

	都道府県	全体（件）	個人施術所（件）	法人施術所（件）	出張専門業者（件）
1	北海道	3,913	2,785	108	1,020
2	青森	658	461	20	177
3	岩手	596	437	4	155
4	宮城	1,024	863	79	82
5	秋田	446	384	3	59
6	山形	628	451	6	171
7	福島	1,607	1,028	16	563
8	茨城	1,582	1,425	114	43
9	栃木	1,191	962	120	109
10	群馬	1,596	1,246	11	339
11	埼玉	7,499	4,177	225	3,097
12	千葉	7,112	3,924	26	3,162
13	東京	20,247	13,704	512	6,031
14	神奈川	13,923	6,653	160	7,110
15	新潟	1,075	974	101	0
16	富山	458	422	5	31
17	石川	720	526	70	124
18	福井	453	379	11	63
19	山梨	538	535	3	0
20	長野	1,474	1,459	15	0
21	岐阜	2,219	1,640	114	465
22	静岡	4,661	2,076	24	2,561
23	愛知	5,370	3,397	35	1,938
24	三重	1,098	832	85	181
25	滋賀	1,220	833	9	378
26	京都	3,671	2,303	121	1,247
27	大阪	11,595	8,689	101	2,805
28	兵庫	5,259	3,875	32	1,352
29	奈良	1,194	1,184	10	0
30	和歌山	1,059	872	10	177
31	鳥取	390	265	31	94
32	島根	156	86	10	60
33	岡山	1,517	1,073	139	305

31	広島	2,236	1,695	35	506
35	山口	894	726	3	165
36	徳島	766	524	6	236
37	香川	1,054	777	8	269
38	愛媛	1,445	1,111	125	209
39	高知	497	431	1	65
40	福岡	3,756	2,362	515	879
41	佐賀	547	501	4	42
42	長崎	913	754	5	154
43	熊本	1,307	999	35	273
44	大分	962	856	10	96
45	宮崎	1,026	834	6	186
46	鹿児島	1,021	810	18	193
47	沖縄	923	672	6	245
	合計	123,496	82,972	3,107	37,417

表2 都道府県別の標本数の試算結果（令和5年3月現在）

	都道府県	令和2年度 衛生行政報告例 (件)	構成割合	抽出件数		
				個人施術所 (件)	法人施術所 (件)	出張専門業者 (件)
1	北海道	3,304	3.61	271	36	41
2	青森	531	0.58	44	6	7
3	岩手	490	0.54	40	5	6
4	宮城	1,027	1.12	84	11	3
5	秋田	547	0.60	45	6	2
6	山形	432	0.47	35	5	7
7	福島	1,007	1.10	83	11	23
8	茨城	1,357	1.48	111	15	2
9	栃木	1,253	1.37	103	14	4
10	群馬	1,275	1.39	105	14	14
11	埼玉	4,309	4.71	354	47	124
12	千葉	4,406	4.82	361	48	127
13	東京	11,937	13.06	979	131	242
14	神奈川	6,564	7.18	539	72	285
15	新潟	1,119	1.22	92	12	0
16	富山	472	0.52	39	5	1
17	石川	887	0.97	73	10	5
18	福井	441	0.48	36	5	3
19	山梨	558	0.61	46	6	0
20	長野	1,499	1.64	123	16	0
21	岐阜	1,761	1.93	144	19	19
22	静岡	2,320	2.54	190	25	103
23	愛知	3,686	4.03	302	40	78
24	三重	1,135	1.24	93	12	7
25	滋賀	1,030	1.13	85	11	15
26	京都	3,240	3.54	266	35	50
27	大阪	9,942	10.88	816	109	112
28	兵庫	4,022	4.40	330	44	54
29	奈良	1,271	1.39	104	14	0
30	和歌山	956	1.05	78	10	7
31	鳥取	312	0.34	26	3	4
32	島根	521	0.57	43	6	2

33	岡山	1,166	1.28	96	13	12
34	広島	1,812	1.98	149	20	20
35	山口	735	0.80	60	8	7
36	徳島	640	0.70	53	7	9
37	香川	1,063	1.16	87	12	11
38	愛媛	1,331	1.46	109	15	8
39	高知	515	0.56	42	6	3
40	福岡	3,812	4.17	313	42	35
41	佐賀	533	0.58	44	6	2
42	長崎	999	1.09	82	11	6
43	熊本	1,011	1.11	83	11	11
44	大分	920	1.01	75	10	4
45	宮崎	920	1.01	75	10	7
46	鹿児島	1,635	1.79	134	18	8
47	沖縄	712	0.78	58	8	10
	合計	91,415	100	7,500	1,000	1,500

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					

厚生労働大臣 殿

機関名 順天堂大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 新井 一

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 あん摩マッサージ指圧施術所の就業実態を把握するための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学研究科・教授

(氏名・フリガナ) 谷川 武 (タニガワ タケシ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	順天堂大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 順天堂大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 新井 一

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 あん摩マッサージ指圧施術所の就業実態を把握するための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部・助教

(氏名・フリガナ) 友岡 清秀 (トモオカ キヨヒデ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	順天堂大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。